

「入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1. 条例改正の背景

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例に項ずれが生じたため、条例の改正を行うものです。

併せて入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、法令と整合するよう条文の整理を行うものです。

2. 条例改正の内容

- (1) 子ども・子育て支援法の改正に伴い、項ずれの整理を行います。
- (2) 入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、法令と整合するよう条文の整理を行います。

3. 施行日

公布の日